

青少年協議会(全体会・部会)の所掌事項について

項目	全体会	部会	
		ユースワーク推進部会	子ども・若者応援補助金審査部会
所掌事項	(1) 地方青少年問題協議会法第 2 条に規定する事務(青少年の指導、育成、保護及び矯正に係る重要事項の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整) (2) 子ども・若者応援事業※1 に関する事項の調査審議 (3) 青少年の健全な育成及び福祉の増進に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの	ユースワークの推進に関する事項の調査審議	子ども・若者応援補助金を活用した補助事業の審査
協議事項※2 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について ・青少年健全育成基金の活用方針について ・青少年健全育成事業について ・各年度における新規事業について ・少年補導活動の状況について ・部会の審議内容の報告について ・成人年齢の引下げについて ・「成人の日のつどい」の名称変更について ・ユース交流センターの愛称について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユースワークの推進状況について ・ユース交流センターの取組状況、成果と課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼン審査の実施方法、選定基準について ・プレゼン審査
人数	25 人	6 人(予定)	6 人(予定)

※1 子ども・若者の健全な育成及び福祉の増進を図るための事業で市長が別に定めるもの。

※2 過去の審議事項と今後予定される審議事項の両方を記載。

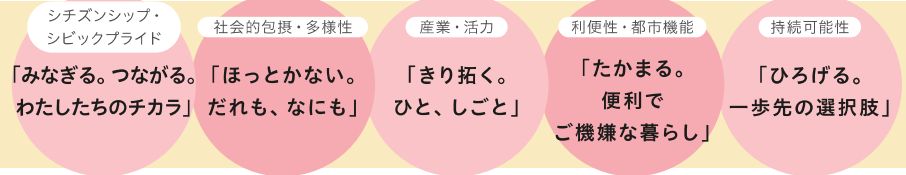
3 施策体系

まちづくりにおけるさまざまな分野ごとの取組の方向性として、本計画では13の施策と41の展開方向を設定しています。

《ありたいまちと施策体系》

ありたいまち

ひと咲き まち咲き あまがさき



施策	展開方向
1 地域コミュニティ・学び	(1) 地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進 (2) まちの魅力を高める文化芸術活動の推進 (3) 歴史遺産の継承と学びの充実 (4) スポーツに親しむ機会の充実
2 人権尊重・多文化共生	(1) 地域における人権尊重の取組の推進 (2) 人権に関する相談体制と支援の充実 (3) 学校園などにおける人権教育の推進 (4) 市職員・教職員などへの人権教育の推進
3 学校教育	(1) 確かな学力の保証と健やかな体づくり (2) 個に寄り添った教育の推進 (3) 他者とつながる学校園づくり (4) 良好な教育環境の確保
4 子ども・子育て支援	(1) 安全に安心して産み育てることができる環境づくり (2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり (3) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり (4) 子どもたちの生きる力*をはぐくむ環境づくり
5 地域福祉	(1) 「ささえあい」をはぐくむ人づくり・多様な主体の参画と協働による地域づくり (2) 誰もが安心して暮らすを支える基盤づくり
6 障害者支援	(1) 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり (2) 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり (3) ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり

施策	展開方向
7 高齢者支援	(1) 介護予防の取組や認知症施策の推進 (2) 高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり
8 健康支援	(1) 生活習慣病予防対策(ライフステージに応じた健康づくりへの支援) (2) 地域や団体など取り組み健康づくり(ライフステージに応じた健康づくりへの支援) (3) 健康で安全・安心な暮らしを確保するための体制の充実
9 生活安全	(1) 防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成 (2) 自転車のまちづくりの推進 (3) ルール遵守やマナー向上
10 消防・防災	(1) 消防力の充実 (2) 地域防災力の向上
11 地域経済・雇用就労	(1) イノベーションの促進に向けた環境づくり (2) 地域経済の活性化や循環の促進 (3) 雇用就労の充実 (4) 観光振興による地域経済の活性化と魅力向上
12 環境保全・創造	(1) 脱炭素社会の形成 (2) 循環型社会*の形成 (3) 環境の保全
13 都市機能・住環境	(1) エリアブランディング*の推進 (2) 豊かな住生活の実現 (3) 良好な都市環境の整備

4

子ども・子育て支援

1 現状と課題

現状 (成果)

妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援

マタニティセミナーや子育て交流会、産後ケアなどの妊婦への支援とともに、乳幼児健診や子どもの医療費助成の拡充などの子育て期への支援を通じ、切れ目のない支援に向けて取組を進めています。

保育環境の整備

就労を希望する子育て家庭の増加により、保育ニーズが増加しているため、保育所の設置を進めるとともに、尼崎市保育士・保育所支援センター「あまのかけはし*」を設置し、保育士の確保や市内での就業の継続に向けた取組を進めています。

子どもの人権尊重

すべての子どもが健やかに育つ社会をめざし、「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定し、条例の推進計画として「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(わいわいキッズプランあまがさき)」を策定するとともに、「尼崎市子どものための権利擁護委員会」を設置するなど、子どもの人権が尊重され、子ども自身の意思が最大限尊重される環境整備に取り組んでいます。

「いくしあ」と連携した児童相談所の設置準備

子どもの育ち支援センター「いくしあ」を設置し、子どもと子育て家庭に寄り添い、総合的な支援を進めるとともに、虐待の予防・早期発見に取り組んでいます。また、虐待への対応については、「いくしあ」などと連携した一貫性のある支援体制の構築に向け、令和8年(2026年)に一時保護機能を有する児童相談所を設置するための準備を進めています。



「いくしあ」

「コース交流センター」

青少年が社会性をはぐくむための取組

「コースワーク*」の視点を取り入れた居場所づくりなど、子ども・若者がさまざまな体験や活動を通して社会性をはぐくむための取組を進めています。

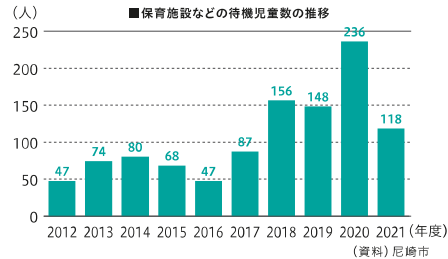
主な課題

妊産婦の孤立と支援ニーズの多様化

地域のつながりの希薄化や少子化などにより、子育ての悩みや不安を抱える保護者が増加しています。子どもを育てる人や子どもを望むすべての人が安心して産み育てられるような環境づくりや、出産年齢の高齢化による、妊産婦の心身のリスク、産後ケアのニーズへの対応が課題です。

待機児童の解消

保育の量の確保や質の向上に取り組んでいるものの、それを上回る保育ニーズの増加に対応できていないことから、待機児童の解消が喫緊の課題です。



多様な支援主体との連携

子ども食堂*や居場所づくりなど多様な主体による支援が広がりつつあるなか、教育、福祉、保健分野などのさらなる連携を進めるとともに、保護者、地域住民、各種団体、司法などがプライバシーに配慮しつつ、情報共有を図ることが重要です。

子どもの権利擁護*と青少年への支援

児童虐待の相談件数が、年々増加傾向にあり、内容も複雑化・多様化していることからその予防対策が重要です。また、子どもや若者の声が社会に反映されるよう、意見表明などの権利を保障するとともに、大人が子ども・若者の権利について理解することが必要です。

児童福祉に携わるさまざまな人材の育成

児童福祉については、専門性が高いことから、その支援に係るさまざまな人材の育成が課題です。

施策目標

子どもの笑顔が輝くまちをめざします

2 施策の展開方向

(1) 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

- ① 妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
- ② 子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備
- ③ 地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化

(3) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

- ① 保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援
- ② 家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進
- ③ 「いくしあ」と一体的な児童相談所の設置、運営
- ④ 発達特性*のある子どもや、ヤングケアラー*などさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援

(2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり

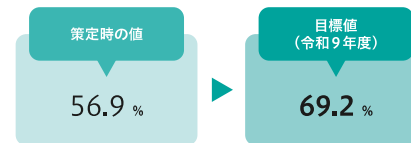
- ① 保育施設などや児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上
- ② 保育士の確保や市内での就業の継続につながる支援
- ③ 子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備

(4) 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

- ① 多様な教育の充実に向けた教育活動の推進
- ② 子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成
- ③ 「コースワーク」の視点を取り入れた取組の推進

3 施策の進捗状況を測る代表指標

I 「子育てをしやすいまち」と感じている市民の割合 (市民意識調査)



II 「自分には良いところがある」と答えた児童生徒の割合 (あまっ子ステップ・アップ調査)



主な関連計画

■ 分野別マスタープランなど

- 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画 (令和2年度～令和6年度)
- 子ども・子育て支援事業計画
- (仮称) ことば家庭センター設置基本方針

■ 他施策に関連する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市長権文化いきづまづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【地域福祉】あまがさき地域福祉計画
- 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン(尼崎市立地適正化計画)、尼崎市住まいと暮らしのための計画

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援
 施策番号: 04 - 04

1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	04 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり
担当当局	子ども青少年局		

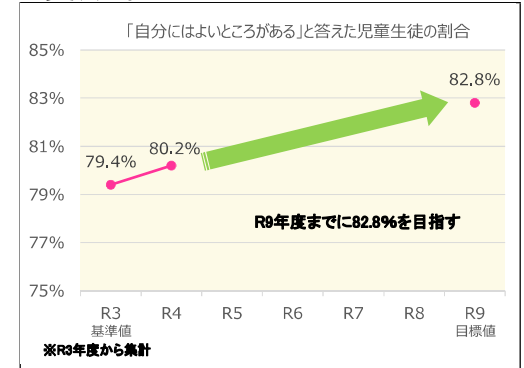
2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)	目標値 (R9)	実績値				
				H30	R1	R2	R3	R4
A 「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9 %	69.2	—	—	—	56.9	50.4
B 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	79.4 %	82.8	—	—	—	79.4	80.2
C ユース交流センターの居心地の良さについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合	↑	89.5 %	92.5	—	91.9	89.0	89.5	85.2
D ユース交流センターの月平均利用者数	↑	4,518 人	6,300	3,654	4,825	3,626	4,518	5,844

3 主要事業一覧

令和5年度 主要事業名	
1	青少年いこいの家の再整備の開始(青少年いこいの家施設整備事業)
2	子ども・若者応援基金活用事業補助金
3	丹波少年自然の家事務組合負担金の見直し
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ等



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)	
【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】	
(目的)豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。(小学5年生の自然学校の実施を含む。)	
(成果)①青少年いこいの家の再整備に向け、アスベスト調査を実施したほか、青少年団体や障害者団体を含めた関係機関への聞き取り調査を行い、これらを踏まえ、再整備後施設の基本理念、必要な機能、施設で提供するプログラム内容等を盛り込んだ「再整備の方向性(再整備方針)」を策定した。	
(課題)①青少年いこいの家の豊かな里山環境を生かしつつ、全ての人にとって利用しやすい施設づくりを進めていくため、利用者ニーズの把握に努め、再整備に向けた実施設計等に反映させていく必要がある。	
【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】	
(目的)ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、青少年自らが企画したイベント等を行うことで、中・高校生をはじめとした若者が様々な人と接し、様々な経験を積み社会性や自己肯定感を育む。	
(成果)②次代の社会を担う子ども・若者を応援し、ユースワークを一層推進するため、子ども・若者応援基金(旧青少年健全育成基金)の活用方針を策定のうえ、基金条例の改正等を行い、基金の活用範囲を広げて、ユース世代の活動や子ども・若者育成支援団体の活動、先駆的・試行的取組を行う団体の活動を支援する新たな補助制度「子ども・若者応援基金活用事業補助金」の創設に取り組んだ。(目標指標B)	
③ユース交流センター(指定管理者:尼崎ユースコンソーシアム)において、ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、若者自らが企画したイベントやユースカウンセル事業(23人参加)のほか、公共施設等を活用しながら地域の若者を対象にしたサテライト事業(72回3,420人参加)を実施し、中高生をはじめとした若者が様々な人と接し、経験を積みながら社会性や自己肯定感を育むことができるよう取り組んだ。(目標指標A・B・C・D)	
(課題)②ユース世代や子ども・若者支援団体への事業周知を図るとともに、各団体が適切に事業遂行できるよう支援する必要がある。また、補助事業の審査にあたってユース世代の意見をしっかりと審査に反映させるための仕組みづくりが必要である。	
③ユース交流センターのサテライト事業では、地域によってイベント回数や内容に隔りがあるため、各地域振興センターと連携しながら、居住地域に関わらず市内の若者がユース交流センターの取組に関連した様々な事業に参加できるよう全市展開を図り、各地域においてユースワークが展開されていく必要がある。	

令和5年度の取組

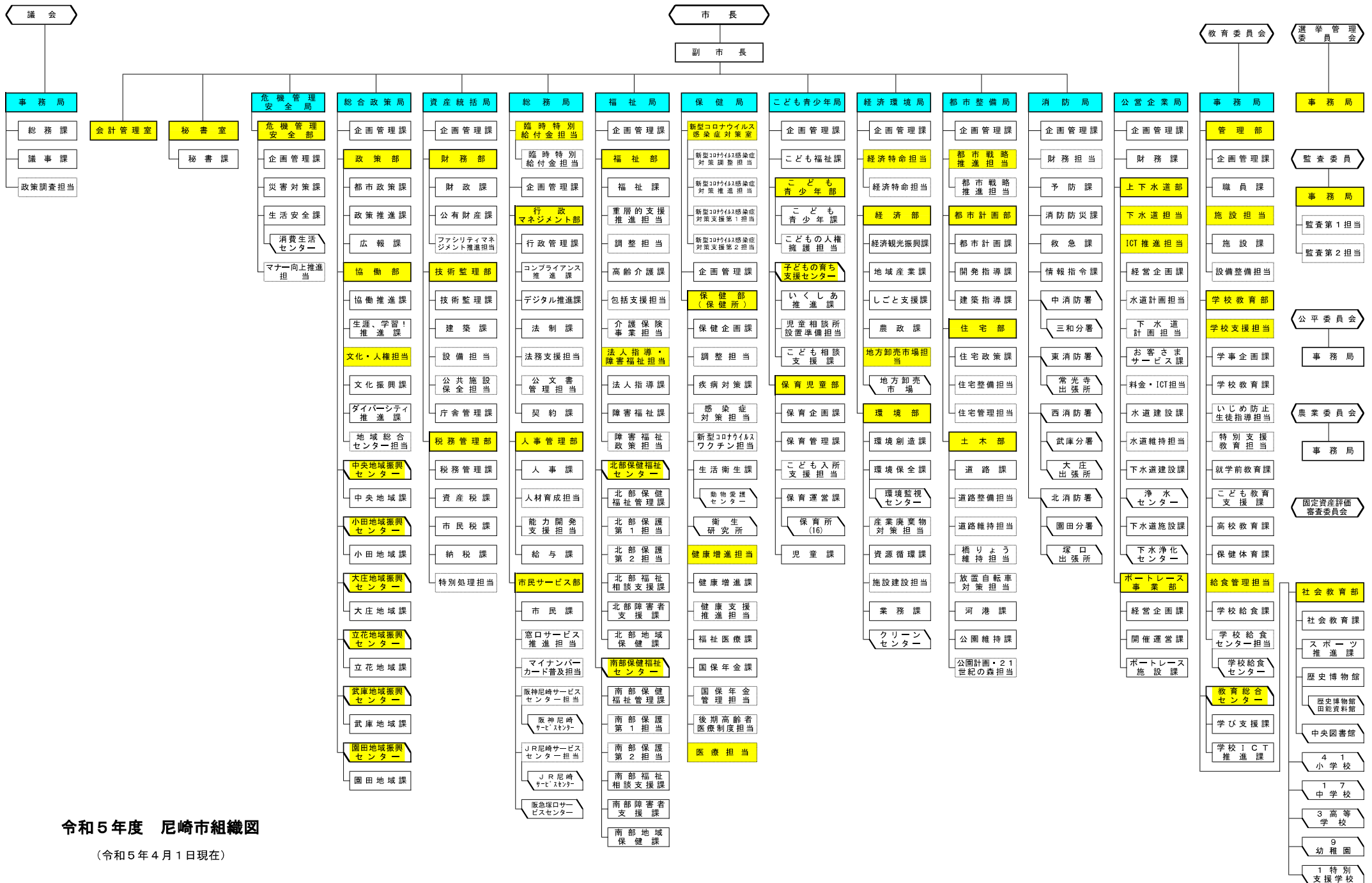
令和5年度の取組	
【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】	
①施設の再整備に向け、実施設計等を予定しており、引き続き関係機関と調整しながら、再整備後も多くの人に利用される施設づくりを目指していく。	
【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】	
②基金活用事業の選定にあたっては、審査を行う付属機関に若者を加え、その意見を聴くとともに、補助事業の実施にあたっては、必要な側面的支援を行う。	
③ユース交流センターのサテライト事業実施にあたっては、各地域振興センターと緊密に情報交換や意見交換を行うとともに、各地域においてユースワークが展開されるようユースワーカーの養成に取り組んでいく。	

6 評価結果

評価と取組方針	
・ユースカウンセル事業をはじめ若者の自主的な活動への支援を通じ、若者の社会性や自己肯定感の育成に取り組む。また、活動を通じて得られた若者の意見を関係部局で共有し、ユースワークの推進に取り組む。	

主要事業の提案につながる項目

--



令和5年度 尼崎市組織図

(令和5年4月1日現在)